

営農型太陽光発電自主ガイドライン

一般社団法人 再生可能エネルギー長期安定電源推進協会
(REASP)

農業の担い手の高齢化と後継者不足により、今後、農業従事者が大幅に減少することが見込まれており、それに伴い、耕作されない遊休農地が増加するなど日本の農業は大きな課題を抱えています。

農地でエネルギーと農作物の生産を両立させる営農型太陽光発電は発電による収益の還元による経済基盤の維持や新たな担い手の巻き込みなどにより、日本の農業の課題解決に寄与する取組みとして考えられます。また、太陽光発電所等の適地が減少する中、再生可能エネルギーの更なる拡大に向けて農地の活用が見込まれる等、営農型太陽光発電は食料安全保障とエネルギー安全保障に貢献するものとして期待されています。

一方で不適切な営農を行っている事例があることにより、自治体、農業委員会等地域の方々から営農型太陽光発電の拡大に対して懸念を持たれている状況も出て来ています。このままでは適切に事業を行っている事業者も営農型太陽光発電の展開が難しくなり、持続可能な農業の実現や地域の脱炭素に向けた活動も停滞してしまう可能性があります。

そのため、事業者団体として適切な営農型太陽光発電に関して自主ガイドラインを策定することで、会員の中で「適切な営農型太陽光発電」についての共通理解を深めると共に、会員外の事業者にも公表することにより、健全な市場環境作りに貢献していきます。

(基本スタンス)

REASP は営農型太陽光発電が地域に受け入れられることを前提に、営農者の経営基盤を支えると共に、発電設備が営農そのものにも役立つことなどにより、持続可能な営農を実現し、地域に貢献する事業として営農型太陽光発電を推進していきます。

(農地)

- ・営農型太陽光事業を行うことを通じて農地の集約化、農地整備による農業効率向上等を目指します。
- ・担い手不足により、遊休農地化する恐れがある農地を営農型太陽光発電として活用し、農地としての機能を維持することに努めます。
- ・第1種農地などの優良農地においても発電からの収益を還元すること等により、営農者が持続的に営農を行える経済的基盤を構築したり(*)、パネルによる避熱効果で高温障害を防止したりするなど、営農に貢献することに努めます。

- ・遊休農地を営農型太陽光発電として活用する場合は、農地としての機能を再生し、維持することに努めます。
- ・地域計画の協議の場を通じて、営農型太陽光発電が農地集約化を促進出来るように努めます。

(*)大規模開発において水路、農道などのインフラ整備に協力することなども含む。

(農作物)

- ・食料安全保障に資する農作物の生産を営農型太陽光発電の農地で行うことに努めます。
- ・農業生産性向上に資する農作物を適切に生産し、持続可能な農業経営基盤を支えることに努めます。
- ・営農型太陽光設備の導入により、農作物の収穫量や品質の維持や向上につながるように努めると共に、農作物の収穫量や品質に対して悪影響が出た場合は十分な対応を行い、改善を図ります。

(営農者)

- ・営農体制を構築するに当たっては実績及び専門性のある農家または農業法人と連携し、持続可能な農業モデルの実現を目指します。
- ・営農型太陽光発電が設置される地域で活動する農家または農業法人との連携を検討すると共に、営農を安定的に行える地域外の農家または農業法人との連携や、自社グループでの農業法人設立など営農を持続的に行う体制作りに努めます。
- ・営農型太陽光発電の設置により、新規就農者の増加につながる様に努めます。

(設備)

- ・個々の農作物の生産に適した遮光率を設定することを原則とします。
土地利用型作物については最低でも 50%以下、可能な限り 30%前後を目指します(※)。
- ・営農型太陽光発電においては農業機械を支障なく活用出来るようにすると共に周辺環境に配慮して杭の間隔、架台の高さ、設置場所等を設定します。
- ・営農型太陽光発電の設備が農作物の収穫量や品質の維持、向上につながるなど営農に貢献するように努めます。
- ・将来、農業電化が進む状況になった場合に営農型太陽光発電が電化機器の電源となる可能性を検討します。

(※)個々の農作物についてデータ等を用いて最適な遮光率が証明できる場合はこの限りではない。

(電気)

- ・営農型太陽光発電により発電された電気を発電所が設置された地域で消費してもらえ

ように努めます。

- ・営農型太陽光発電により発電された電気に付加価値を認めてもらえる需要家等に電気を供給することにより、営農者への収益還元等の原資の確保に努めます。

(リスク及び対策)

- ・営農型太陽光発電の開発・運営において想定されるリスクを事前に洗い出し、適切な対応策を取ることに努めます。

(法令遵守)

- ・営農型太陽光発電の事業運営において、農地法、電気事業法、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下、再エネ特措法）、農山漁村再生可能エネルギー法をはじめとした、土地造成の安全性確保、生活環境の保全、自然環境・景観の保全、電気設備の安全性確保、適正な土地利用の確保に関する法令・ガイドライン等や関係自治体が制定した条例（以下、関連法令等）を遵守します。関係当局や自治体（以下、当局等）に対し、事前に関連法令等を確認し、当局等からの指示・要請に対しては真摯に対応します。
- ・営農型太陽光発電において、再エネ特措法に基づき、または再エネ特措法を参照し、事業終了までに解体、撤去および廃棄等（以下、廃棄等）の費用を積み立てるなどの適切な方法により確保します。事業終了後は、関連法令等に則り、廃棄等の適正処理を行います。

(安全性の確保)

- ・営農型太陽光発電の開発にあたっては、関連法令等に基づき、地形・土壌・水系等の自然環境を十分に調査・評価し、土砂災害や地滑り等、自然災害リスクの予防に努めます。
- ・営農型太陽光発電において、適切な維持管理を実施することにより、感電、火災やモジュール飛散を防止するなど、電気事業法等の関連法令等に基づき、安全確保に努めます。

(地域共生)

- ・営農型太陽光発電において、再エネ特措法に基づき、または再エネ特措法を参照し、住民説明会等を活用しながら、地域住民・自治体との信頼関係を大切にして丁寧な対話に取組めます。
- ・営農型太陽光発電の事業運営において、地元企業や人材の活用等を通じて、六次産業化を含め地域の持続的な発展と地域経済の活性化に配慮するなど、持続的に共生し合える関係の構築に努めます。
- ・農作物は営農者の販路によるところではありますが、その一部を自社内で販売したり、従業員の家族などを農地に呼び込み、地域交流を行ったりすることなどにより、地域との関係人口の創出を目指します。

- ・営農型太陽光発電が地域の食やエネルギー教育に貢献出来ることを目指します。

(周辺環境への配慮)

- ・営農型太陽光発電の事業運営において、景観や騒音・振動等、地域住民の生活環境に配慮し、周辺環境への負荷を最小限に抑える取組みを行います。
- ・営農型太陽光発電の事業運営において、動植物等の保全に配慮するために、関連法令等に基づく環境影響調査を実施するなど、環境への影響を最小限に抑える取組みを行います。

※なお、営農型太陽光発電が営農が主で発電はそれを支える事業であることを明確にするために太陽光発電併設型農業などに呼び名を変更する案も出ていますが、このガイドラインにおいては省庁等でも一般的に使用されている営農型太陽光発電を使うものとし、適切なタイミングで新しい呼び名へと変更することとします。

以上

制定日：2026年2月25日